

【新 日工会中小様式1】記入例

新(日工会中小様式1)

(一社)日本工作機械工業会	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

設備を取得するユーザが属する設備の種類を「減価償却資産の耐用年数省令(別表第二)」に基づき記入してください。
(例)自動車メーカに納入
⇒輸送用機械器具製造業用設

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	生産用機械器具製造業用設備
	設備の名称	マシニングセンタ
	設備型式	ABC-100
	本社名・事業所名	日工精機株式会社 芝工場

全ての項目が「該当」となっている必要があります。
※新規開発の場合には、生産性向上の項目はチェック不要です。

該当要件	一定期間(注)内に販売開始された製品であるか	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当
	該当要件への当否	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当

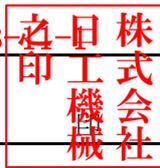
(注)一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、建物付属設備:14年、ソフトウェア:5年とする。

「該当要件」を記載する事項について確認し、記載します。
平成 105- 東京都
一般社団法人日本工作機械工業会
会長 飯村 幸生 印
電話番号: 03-3434-3961

代表者氏名は本証明書の記載内容に対し、責任を負える方であれば、必ずしも社長名である必要はありません。
代表者印につきましても、個人の認印でなければ、部署印、役職社印等でも結構です(角印、丸印問わず)

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

平成 29 年 4 月 28 日
製造事業者等の名称 株式会社日工機械
東京都江東区有明3-1-1 日工株式会社
代表者氏名 日工 太郎
担当者氏名 : 日工 一郎
所 属 : 営業部
担当者連絡先(電話番号) : 03-3434-3961



【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

(注) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注)経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)